

介護保険による 特定福祉用具の購入

要介護度ごとの毎月の利用限度額とは別に、

毎年10万円を上限とした特定福祉用具の購入が1割、2割または3割負担でできます。

※2006年4月1日より、特定福祉用具販売は指定事業者制になりました。介護保険を使って購入する場合は、都道府県の指定を受けた指定事業者から購入しなければなりません。

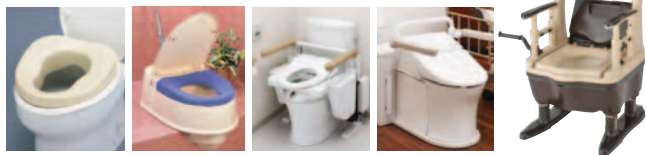
※期間と限度額：毎年4月1日から3月31日まで1年間。年間限度枠10万円を超えた場合、その部分については、全額自己負担となります。

※原則として償還払い方式です。利用者の方が直接、福祉用具販売店で購入され一旦全額お支払いして頂き、その後、9割、8割または7割相当額を市(区)町村に請求します。ただし、市(区)町村によっては、給付券方式、受領委任払方式など、全額支払うのではなく、1割、2割または3割の相当額を支払って購入できる場合もあります。

購入対象となる6種目

①腰掛け便座 P117~128

- 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ポータブルトイレ ●腰かけ便座の底上げ部材
- 水洗式ポータブルトイレ(設置にかかる費用は自己負担)



②自動排泄処理装置の交換可能部品 P117

レシーバー・チューブ・タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの(使用に際して必要な洗浄液やおむつ、付属の衣類、シーツなどの消耗品は除く)



③排泄予測支援機器 P132

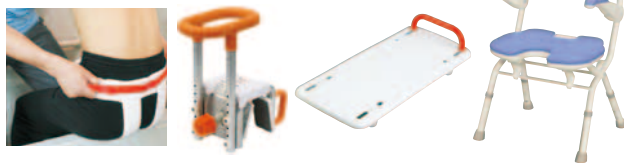
利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものです。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。



④入浴補助用具 P94~109

入浴に際しての座位の維持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するもの

- 入浴用いす ●浴槽用手すり ●浴槽内いす ●入浴台
- 浴室内すのこ ●浴槽内すのこ ●入浴用介助ベルト



⑤簡易浴槽 未掲載

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事をともなわないもの



⑥移動用リフトの吊り具の部分 P92

移動用リフトのうち、実際に利用者の体を包んで支え人体に接する吊り具の部分

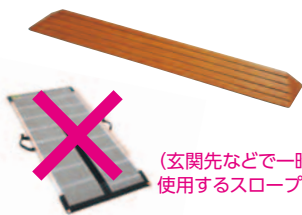


貸与か購入のどちらかを選択できる3種目

2024年度介護保険改正

①固定用スロープ P151~152

小さい段差解消に常時置いて使用するスロープ



(玄関先などで一時的に使用するスロープは対象外)

②歩行器 P48~49

4輪すべてがゴム先の固定型または交互型の歩行器



(キャスターが付いているタイプは対象外)

③歩行補助杖 P35~37

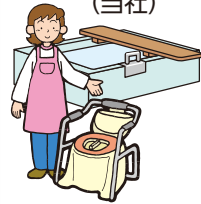
カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖



(松葉杖は対象外)

ご利用の手順

指定福祉用具販売事業者(当社)



1 全額(10割)利用者負担で購入します。

当社より商品と一緒に領収書・商品カタログ(またはカタログコピー)をお渡しいたします。
※ご利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本とした「福祉用具サービス計画書」を作成し交付いたします。

利用者(要介護者・要支援者)



2

各市区町村の窓口へ申請します。(申請に必要な書類は下記に記載)

3

市区町村



4 市区町村で認められれば購入費の9割、8割または7割の払い戻しが受けられます。

申請に必要な書類 ●支給申請書 ●領収書 ●特定福祉用具が必要である理由書 ●商品のカタログ(コピー可) ●被保険者証 ●印鑑

※同一種目の特定福祉用具の購入はできません。ただし、同一種目であっても用途及び機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合は、再購入できます。
※市区町村により、申請方法が異なる場合がありますので、詳しくは当社までお問い合わせ下さい。